

新型コロナウイルス感染症に関する小樽商科大学の対応について

令和 4 年 3 月 22 日改訂

小樽商科大学危機対策本部会議

このたび、北海道を対象とした「まん延防止等重点措置」が 3 月 21 日をもって終了したことを踏まえて、本学としては、3 月 22 日以降、別添の行動指針（BCP）をレベル 1 へ引き下げることにし、下記のとおり対応いたします。

しかしながら、北海道では依然として 1 日 1,000 人を超える新規感染者が確認され、特に若い世代の割合が高くなっている中、年度末から年度始めにかけて、就職や卒業、進学等に伴う人の移動や会食機会の増加など、感染リスクが高まる時期を迎えることとなります。

学生及び教職員の皆様におかれましては、感染力の強いオミクロン株の特徴を念頭におき、年度末から年度始めにおける感染防止対策の実践について、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

- (1) 研究指導を含む全ての授業（学部・大学院）は、対面授業と遠隔授業の併用とします。
- (2) 学生（学部学生・大学院生）は、大学行事に出席する場合、対面授業に出席する場合又は校内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可します。
- (3) 学生の課外活動は、一定の条件の下、本学公認サークルの活動を認めます。
- (4) 教員は、キャンパスへの出勤を可能とし、教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進します。また、国内出張及び海外出張（感染症危険レベルが 1 以下の場合に限る。同レベル 2 以上の場合は学長が特に認めた場合に限る。）は可能とします。
- (5) 職員は、テレワークや時差出勤を一部活用しながら、通常業務に従事します。
- (6) 会議等は、メール等による持ち回り（書面）や Zoom 等によるオンラインによる開催を推奨します。なお、感染拡大防止措置を講じたうえで、一部対面での開催を可能（会場の収容率は 100%以下を厳守）とします。
- (7) 学生及び教職員は年度末から年度始めにおける感染防止対策について、別紙のとおり実践ください。また、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は濃厚接触者となった場合は、別紙の〈新型コロナウイルス感染症罹患・濃厚接触者となった場合の連絡について〉により速やかに大学へご連絡ください。なお、本学関係者の感染者と接触したが、自分が濃厚接触者かどうか、あるいは、どのように行動制限すればいいのかなど不明な場合は、保健管理センター（連絡先は別紙参照。）までご相談ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための小樽商科大学の行動指針（BCP）

適用日：R4.3.22～

レベル	授 業	学 生		教 員	事務体制	会議等
		入構・施設	課外活動			
0	通 常					
適用						
1	対面授業と遠隔授業の併用	対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可	一定の条件の下、公認サークルの活動可能	①キャンパスへの出勤可 （教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進） ②国内出張は可 ③海外出張は可（感染症危険レベルが1以下の場合に限る。レベル2以上の場合 は学長が特に認めた場合に限る。）	通常業務に従事（テレワーク・時差出勤を一部活用）	会議等は、メール等による持ち回りやZoom等によるオンラインによる開催を推奨。 ※感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催は可（会場の収容率は100%以下を厳守）
2	対面授業と遠隔授業の併用	対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可	一定の条件の下、公認サークルの活動可能 また、一部大会の参加も可能（確認書の提出が必要）	①キャンパスへの出勤可 （教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進） ②国内出張は可 ③海外出張の延期・中止 （学長が特に認めた場合を除く。）	通常業務に従事（テレワーク・時差出勤を一部活用）	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom 等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催は可（会場の収容率は50%以下）
3	原則遠隔授業	事前予約等の感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構並びに学内施設の一部利用可	課外活動の原則中止	①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内出張（不要不急の出張は自粛）は可 ③海外出張の延期・中止 （学長が特に認めた場合を除く。）	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を維持するための優先度の高い業務に従事	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom 等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催は可（会場の収容率は50%以下）
4	遠隔授業のみ	①キャンパスの入構禁止 ②学内施設の利用禁止	課外活動の中止	①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務を中心に従事	会議等は、メール等による持ち回りやZoom等によるオンラインでのみ開催（危機対策本部会議等は感染拡大防止措置を講じ、一部対面で開催）
5	全授業の休講	①キャンパスの入構禁止 ②学内施設の利用禁止	課外活動の中止	①原則テレワーク（執行部のみ出勤可） ②国内外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務のみに従事	会議等の延期・中止（危機対策本部会議のみ原則オンラインで開催）

※1 本行動指針（BCP）は、感染拡大・収束等の状況に応じ、随時見直しを行う場合がある。

※2 レベルは、各項目に対して一律に適用することを原則とするが、項目ごとに異なるレベルを適用することもあり得る。

制限レベル強化



〈学生のみなさまに実践いただきたいこと〉

1. 「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避や「人と人との距離の確保」「不織布マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を実践する
2. 発熱や咳があるなど、体調が悪い場合は、キャンパスへの入構やアルバイトなどの外出を控え、かかりつけ医や診察・検査医療機関を受診する
3. ワクチン接種の有無に関わらず、感染に不安を感じる無症状の学生は検査を受ける
4. 混雑している場所や感染リスクが高い場所はできるだけ避けて行動する
5. 普段会わない方や重症化リスクの高い方（高齢者や基礎疾患のある方等）と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する
6. 春休みの旅行など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える
7. キャンパスへの入構中及びその前後における感染防止対策の実践を徹底する。具体的には、学食での黙食の実践、通学時における公共交通機関での会話を控える
8. 飲食の際は、北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。また、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する
9. 飲食は短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時は不織布マスクを着用する。特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底し、対策が徹底できない場合には、大人数の飲食等はできる限り控える

〈教職員のみなさまに実践いただきたいこと〉

1. 教員は、感染防止対策の実践を徹底するよう学生に指導する。特に、感染対策が徹底できない場合には、大人数の飲食等はできる限り控えるよう学生に指導する
2. 発熱や咳があるなど、体調が悪い場合は、出勤・出張などの外出を控え、かかりつけ医や診察・検査医療機関を受診する
3. ワクチン接種の有無に関わらず、感染に不安を感じる無症状の教職員は検査を受ける
4. 混雑している場所や感染リスクが高い場所はできるだけ避けて行動する
5. 普段会わない方や重症化リスクの高い方（高齢者や基礎疾患のある方等）と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する
6. 他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える

7. 飲食の際は、北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、
感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。また、飲食店等が実施している感染防止
対策に協力する
8. 飲食は短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時は不織布マスクを着用する。特に大人数や
普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底し、対策が徹底できない場合には、大人数の飲食
等はできる限り控える
9. 教員：教育研究に支障のない範囲でテレワークの推進
職員：テレワークや時差出勤の一部活用

(参考) 北海道の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する情報

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>

〈新型コロナウイルス感染症罹患者・濃厚接触者となった場合の連絡について〉

【学部生及び大学院生】

○専用フォームにて回答してください。

・manaba「コロナ感染等届け（感染した場合・濃厚接触者になった場合・疑う症状がある
場合）」：https://otaru-uc.manaba.jp/ct/page_359105c174128

○輝光寮入寮者はフォームによる回答の前に、まず電話で大学に報告してください。

→連絡先 学生支援課学生支援係：0134-27-5245

(※夜間・休日の場合) 警備員室：0134-27-5226

【教職員】

・総務課職員係へ報告してください。

電話 0134-27-5209, E-mail shokuin*office.otaru-uc.ac.jp (*を@に変えて送信)

(※夜間・休日の場合) 警備員室：0134-27-5226

〈その他〉

なお、本学関係者の感染者と接触したが、自分が濃厚接触者かどうか、あるいは、どのように行
動制限すればいいのかなど、不明な場合は、保健管理センターまでご相談ください。

電話 0134-27-5266, E-mail c_hoken*office.otaru-uc.ac.jp (*を@に変えて送信)